

大阪市区役所附設会館条例施行規則

昭和40年4月20日

規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 条例第6条第1項の規定により条例別表第2に掲げる区役所附設会館（以下「代会館」という。）の施設の使用の許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを条例第4条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 使用の日時
- (3) 使用の目的
- (4) 使用しようとする代会館の施設及び附属設備
- (5) 使用予定人数
- (6) 入場料その他これに類する料金の徴収の有無
- (7) ホール（移動式観覧席又は床昇降装置があるものに限る。）を使用しようとする場合にあつては、条例別表第3備考第2項各号に掲げる区分
- (8) その他指定管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる代会館の施設の区分に応じ当該各号に定める日から当該施設を使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 控室以外の代会館の施設 当該施設を使用しようとする日の6月前の日
- (2) 控室 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日
  - ア ホールの使用に係る申請と同時にホールと一体的に使用するために控室の使用に係る申請を行う場合 控室を使用しようとする日の6月前の日
  - イ アの規定による申請を行った者が、当該申請に係るホール及び控室と一体的に使用するためにさらに他の控室の使用に係る申請を行う場合 控室を使用しようとする日の6月前の日

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 控室を使用しようとする日の6月前の日から  
控室を使用しようとする日までの間において指定管理者が定める日

3 条例第6条第2項ただし書の市規則で定める特別の事由は、次のとおりとする。

- (1) 代会館の施設を使用しようとする者が国又は地方公共団体であること
- (2) 前号に定めるもののほか、代会館の施設を使用しようとする者が当該施設の使用  
の許可を受ける前に利用料金を支払うことが困難であるものとして市長が定める事由

4 前3項の規定は、代会館以外の区役所附設会館（以下「代会館以外の会館」とい  
う。）の施設について準用する。この場合において、第1項中「条例第6条第1項」と  
あるのは「条例第10条第1項において準用する条例第6条第1項」と、同項中「条例第  
4条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあり、並びに同  
項第8号及び第2項第2号ウ中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項中「前項」  
とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項」と、同項第2号イ中「ア」とあ  
るのは「第4項において準用するア」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「第4項に  
おいて準用するア及びイ」と、前項中「条例第6条第2項ただし書」とあるのは「条例  
第10条第1項において準用する条例第6条第2項ただし書」と、同項第2号中「前号」  
とあるのは「次項において準用する前号」と、「利用料金を支払う」とあるのは「使用  
料を納付する」と読み替えるものとする。

（代行施設の利用料金の支払の時期等）

第3条 条例第10条の3第2項の市規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応  
じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 前条第1項の規定による申請を行った日（以下この項において「申請日」とい  
う。）から起算して条例第10条の3第1項に規定する代行施設（以下「代行施設」と  
いう。）を使用しようとする日（以下この項及び次項、第5条並びに第6条第2項に  
おいて「使用日」という。）の前日までの期間が1月以上である場合 申請日の13日  
後の日（その日が条例第4条の規定による休館日（以下この項において「休館日」と  
いう。）に当たるときは、その日後最初に到来する休館日以外の日）
- (2) 申請日から起算して使用日の前日までの期間が7日以上1月未満である場合  
申請日の6日後の日（その日が休館日に当たるときは、その日後最初に到来する休館  
日以外の日）
- (3) 申請日から起算して使用日までの期間が7日以下である場合 使用日

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項ただし書に規定する場合における条例第

10条の3第2項の市規則で定める日は、使用日の2月後の日とする。

3 条例第10条の3第6項の施設の種別の適用区分は、別表第1のとおりとする。

(代行施設の附属設備の利用料金の支払の時期等)

第4条 条例第10条の3第3項の市規則で定める日は、代行施設の附属設備を使用する日とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項ただし書に規定する場合における条例第10条の3第3項の市規則で定める日は、代行施設の附属設備を使用する日の2月後の日とする。

3 条例第10条の3第4項の市規則で定める金額は、別表第2のとおりとする。

(利用料金の還付)

第5条 条例第10条の3第8項第2号及び第3号の市規則で定める日は、次の各号に掲げる代行施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) ホール 使用日の2月前の日

(2) ホール以外の代行施設(以下「諸室等」という。) 使用日の1月前の日

2 条例第10条の3第8項第5号の市規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 入場料その他これに類する料金の徴収の有無を変更しようとする場合 使用日(使用開始の時までに限る。)

(2) 条例別表第3備考第2項各号に掲げる区分を変更しようとする場合 使用日の前日

3 指定管理者は、条例第10条の3第8項の規定により、利用料金について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 条例第10条の3第8項第1号に該当する場合 利用料金の全額(同条第2項に規定する使用者(以下この項において「使用者」という。)が代行施設又はその附属設備を使用している際に災害その他特別の事由が発生したことにより当該代行施設又はその附属設備を使用することができなくなった場合にあっては、当該事由が発生した時までに当該使用者が当該代行施設又はその附属設備を使用した時間、状況等を勘案して市長が定める額)

(2) 条例第10条の3第8項第2号に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 使用者がホールに係る条例第10条の3第2項に規定する使用許可(以下この号及び次条において「使用許可」という。)の取消しを申し出た場合 次に掲げる使用

者が当該使用許可の取消しを申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 使用日の3月前の日以前の日 利用料金の全額

(イ) 使用日の3月前の日の翌日から2月前の日までの間の日 利用料金の半額

イ 使用者が使用日の1月前の日までに諸室等に係る使用許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額

(3) 条例第10条の3第8項第3号に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 使用者がホールに係る変更を申し出た場合 次に掲げる使用者が変更を申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 使用日の3月前の日以前の日 既納の利用料金の額と変更後の利用料金の額との差額の全額

(イ) 使用日の3月前の日の翌日から2月前の日までの間の日 既納の利用料金の額と変更後の利用料金の額との差額の半額

イ 使用者が使用日の1月前の日までに諸室等に係る変更を申し出た場合 既納の利用料金の額と変更後の利用料金の額との差額の全額

(4) 条例第10条の3第8項第4号に該当する場合 利用料金の全額

(5) 条例第10条の3第8項第5号に該当する場合 既納の利用料金の額と変更後の利用料金の額との差額の全額

(使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更等があった場合の利用料金に係る特例)

第6条 使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更があったときは、当該変更前の使用許可に係る既納の利用料金は、当該変更後の使用許可に係る利用料金の内払とみなす。この場合における追加して支払うべき利用料金に対する第3条第1項の規定の適用については、同項第1号中「前条第1項の規定による申請」とあるのは「使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更に係る使用許可の申請」とする。

2 条例第10条の3第8項第5号に規定する使用許可に係る代行施設の使用の態様の変更があった場合において当該変更後の利用料金の額が既納の利用料金の額を超えるときは、当該使用許可に係る既納の利用料金は、当該変更後の利用料金の内払とみなす。この場合において、追加して支払うべき利用料金に係る条例第10条の3第2項の市規則で定める日は、第3条第1項の規定にかかわらず、使用日（使用開始の時までに限る。）

とする。（直営施設の使用料の納付の時期等）

第7条 条例第11条の市規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第2条第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定による申請を行った日（以下この項において「申請日」という。）から起算して条例第11条に規定する直営施設（以下「直営施設」という。）を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前日までの期間が1月以上である場合 申請日の13日後の日（その日が条例第4条の規定による休館日（大阪市の休日定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日を含む。以下「休館日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休館日等以外の日）
- (2) 申請日から起算して使用日の前日までの期間が7日以上1月未満である場合 申請日の6日後の日（その日が休館日等に当たるときは、その日後最初に到来する休館日等以外の日）
- (3) 申請日から起算して使用日までの期間が7日以下である場合 使用日

2 前項の規定にかかわらず、条例第10条第1項において準用する条例第6条第2項ただし書に規定する場合における条例第11条の市規則で定める日は、使用日の2月後の日とする。

（直営施設の附属設備の使用料等）

第8条 条例第12条第2項の市規則で定める使用料は、別表第3のとおりとする。

- 2 条例第12条第2項の市規則で定める日は、直営施設の附属設備を使用する日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、条例第10条第1項において準用する条例第6条第2項ただし書に規定する場合における条例第12条第2項の市規則で定める日は、直営施設の附属設備を使用する日の2月後の日とする。

（使用料の還付）

第9条 条例第14条第2号及び第3号の市規則で定める日は、使用日の2月前の日とする。

- 2 条例第14条第5号の市規則で定める日は、使用日（使用開始の時までに限る。）とする。
- 3 市長は、条例第14条ただし書の規定により、使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。

- (1) 条例第14条第1号に該当する場合 使用料の全額（条例第11条に規定する使用者

(以下この項において「使用者」という。)が直営施設又はその附属設備を使用している際に災害その他特別の事由が発生したことにより当該直営施設又はその附属設備を使用することができなくなった場合にあっては、当該事由が発生した時までに当該使用者が当該直営施設又はその附属設備を使用した時間、状況等を勘案して市長が定める額)

(2) 条例第14条第2号に該当する場合 次に掲げる使用者が条例第11条に規定する使用許可(以下「使用許可」という。)の取消しを申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 使用日の3月前の日以前の日 使用料の全額

イ 使用日の3月前の日の翌日から2月前の日までの間の日 使用料の半額

(3) 条例第14条第3号に該当する場合 次に掲げる使用者が変更を申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 使用日の3月前の日以前の日 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額

イ 使用日の3月前の日の翌日から2月前の日までの間の日 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の半額

(4) 条例第14条第4号に該当する場合 使用料の全額

(5) 条例第14条第5号に該当する場合 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額

(使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更等があった場合の使用料に係る特例)

第10条 使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更があったときは、当該変更前の使用許可に係る既納の使用料は、当該変更後の使用許可に係る使用料の内払とみなす。この場合における追加して納付すべき使用料に対する第7条第1項の規定の適用については、同項第1号中「第2条第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定による申請」とあるのは「使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更に係る使用許可の申請」とする。

2 条例第14条第5号に規定する使用許可に係る直営施設の使用の態様の変更があった場合において当該変更後の使用料の額が既納の使用料の額を超えるときは、当該使用許可に係る既納の使用料は、当該変更後の使用料の内払とみなす。この場合において、追加して納付すべき使用料に係る条例第11条の市規則で定める日は、第7条第1項の規定に

かわらず、使用日（使用開始の時までに限る。）とする。

（指定申請の公告事項）

第11条 条例第16条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第18条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする旨  
（指定申請の方法）

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第18条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの代行会館の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 代行会館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

（資料の提出の要求等）

第13条 市長は、条例第19条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び

説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第14条 代行会館に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) 代行会館の管理の業務の実施状況
- (4) 代行会館の利用者数、稼働状況その他の利用状況
- (5) 代行会館の管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

(特別の設備)

第15条 区役所附設会館の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者（代行会館以外の会館の施設にあつては、市長）の許可を受けて特別の設備をすることができる。

2 前項の設備は、使用者において使用后直ちに撤去し、原状に復さなければならない。

(損害賠償等)

第16条 使用者又は入館者が建物又は設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第17条 使用者及び入館者は、区役所附設会館内で次の事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑となる行為をしないこと
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと
- (3) 指定管理者（代行会館以外の会館にあつては、市長）の許可なく入館者に対し物品

を販売しないこと

(4) 指定管理者（代会館以外の会館にあつては、市長）の許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと

(5) 管理上の必要による指示に従うこと

（施行の細目）

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長会議設置規程（平成25年達第37号）第1条の規定により置かれる区長会議の議決を経て、市民局長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 大阪市立市民館条例（昭和39年大阪市条例第37号）及び大阪市立市民館規則（昭和39年大阪市規則第52号）の規定による市民館（条例附則第2項に掲げるものを除く。）の使用許可及び使用許可の申請並びに大阪市立文化会館条例（昭和26年大阪市条例第5号）及び大阪市立文化会館規則（昭和26年大阪市教育委員会規則第6号）の規定による文化会館の使用許可及び使用許可の申請で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ条例及びこの規則の規定に基づく使用許可又は使用許可の申請とみなす。

3 前項の規定により会館の使用許可を受けたものとみなされた者で、この規則の施行の際使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和40年6月16日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年6月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年2月17日規則第5号）

この規則は、昭和47年3月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月28日規則第69号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年5月29日規則第74号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）

第2条の許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年11月29日規則第114号）

この規則は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月17日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日規則第31号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第3条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年4月1日規則第42号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第3条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日規則第43号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第3条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年4月1日規則第30号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日規則第50号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第3条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年4月1日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第47号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第3条の許可を受け、かつ、使用料を前納している者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成5年5月27日規則第77号）

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年6月23日規則第96号）

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年1月14日規則第2号）

この規則は、平成12年1月15日から施行する。

附 則（平成13年12月21日規則第148号）

この規則は、平成14年1月17日から施行する。

附 則（平成14年7月26日規則第117号）

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第16号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 大阪市立鶴見区民センターの指定管理者の指定手続に関する規則（平成16年大阪市規則第133号の2）は、廃止する。

附 則（平成17年10月19日規則第165号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月16日規則第201号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第40号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日規則第142号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月28日規則第213号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規則第107号）

この規則は、大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例（平成21年大阪市条例第65号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年4月9日規則第82号）

この規則は、平成22年6月15日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月24日規則第9号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の前に行われた大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第1条に規定する会館の施設の使用に係る申請は、同日以後においては、この規則による改正後の大阪市区役所附設会館条例施行規則第2条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請とみなす。

附 則（平成31年3月29日規則第64号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月12日規則第96号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

施設	種別	適用区分
ホール	A	大ホール
	B	小ホール及びその他のホール
講堂	A	床面積が190平方メートル以上のもの
	B	床面積が160平方メートル以上190平方メートル未満のもの
	C	床面積が160平方メートル未満のもの
集会室（洋室）	A	床面積が120平方メートル以上のもの
	B	床面積が80平方メートル以上120平方メートル未満のもの
	C	床面積が50平方メートル以上80平方メートル未満のもの
	D	床面積が20平方メートル以上50平方メートル未満のもの
	E	床面積が20平方メートル未満のもの

集会室（和室）	A	床面積が60平方メートル以上のもの
	B	床面積が40平方メートル以上60平方メートル未満のもの
	C	床面積が25平方メートル以上40平方メートル未満のもの
	D	床面積が14平方メートル以上25平方メートル未満のもの
	E	床面積が14平方メートル未満のもの
控室	A	床面積が50平方メートル以上のもの
	B	床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満のもの
	C	床面積が30平方メートル以上40平方メートル未満のもの
	D	床面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの
	E	床面積が20平方メートル未満のもの
スタジオ	A	床面積が30平方メートル以上のもの
	B	床面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの
	C	床面積が20平方メートル未満のもの
調理実習室	A	床面積が80平方メートル以上のもの
	B	床面積が80平方メートル未満のもの

#### 備考

- この表において「大ホール」とは床面積が500平方メートル以上のホールで平成12年1月15日以後に供用開始されたもの、「小ホール」とは床面積が500平方メートル未満のホールで同日以後に供用開始されたもの、「その他のホール」とは大ホール及び小ホールを除いたホールをいう。
- 防音機能を向上させる改修を行った集会室については、この表により適用されることとなる種別の1段階上位の種別を適用する。ただし、この表により適用されることとなる種別がAであるときは、この限りでない。

#### 別表第2（第4条関係）

##### 代行施設の附属設備利用料金

品名	単位	利用料金
拡声装置A	一式	1回につき 1,650円
拡声装置B	一式	1回につき 950円
マイク	1本	1回につき 350円
ワイヤレスマイク	一式	1回につき 1,050円

レコードプレーヤー	1台	1回につき 550円
テープレコーダー	1台	1回につき 550円
ビデオプロジェクター	1台	1回につき 550円
ボーダーライト	1列	1回につき 550円
ホリゾントライト	1列	1回につき 550円
シーリングスポット	1台	1回につき 350円
サイドフロントスポット	1台	1回につき 350円
フットライト	1列	1回につき 1,050円
ピンスポット	1台	1回につき 400円
スポットライト	1台	1回につき 350円
調光設備	一式	1回につき 1,050円
ブレストインターホーンヘッド	1組	1回につき 350円
トランシーバー	1台	1回につき 150円
持込設備電源利用料金	1KW	1時間につき 200円
グランドピアノ	1台	1回につき 2,750円
アップライトピアノ	1台	1回につき 1,650円
金びょうぶ	1双	1回につき 550円
卓球台	1台	1回につき 200円
絵画等展示設備	1メートル	1日につき 200円
扇風機	1台	1回につき 150円
ガスレンジ	1台	1回につき 350円
ガストーブ	1台	1回につき 350円
ガスコンロ	1台	1回につき 150円

備考 利用料金の欄中「1回」とは午前、午後又は夜間に使用する場合をいい、午前午後又は午後夜間に使用する場合は2回、全日使用する場合は3回とする。

別表第3（第8条関係）

直営施設の附属設備使用料

品名	単位	使用料
拡声装置	一式	1回につき 1,650円
マイク	1本	1回につき 350円

ワイヤレスマイク	一式	1回につき 1,050円
ビデオプロジェクター	1台	1回につき 550円
ボーダーライト	1列	1回につき 550円
ホリゾントライト	1列	1回につき 550円
シーリングスポット	1台	1回につき 350円
フットライト	1列	1回につき 1,050円
ピンスポット	1台	1回につき 400円
スポットライト	1台	1回につき 350円
持込設備電源使用料	1 KW	1時間につき 200円
グランドピアノ	1台	1回につき 2,750円

備考 使用料の欄中「1回」とは午前、午後又は夜間に使用する場合をいい、午前午後又は午後夜間に使用する場合は2回、全日使用する場合は3回とする。